

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 97号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

議案第117号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第111号 岩国市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第114号 指定管理者の指定について

議案第115号 指定管理者の指定について

議案第125号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第126号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第97号 平成29年度 岩国市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、教育費の体育振興費に関し、委員中から、ウエスタンリーグ開催補助金に係る事業概要について質疑があり、当局から、「当該事業は、キズナスタジアムの落成記念行事の1つとして開催するもので、今年度中に実行委員会を立ち上げた上で、現時点では、来年度の早い時期に広島東洋カープのウエスタンリーグの試合を1試合開催できるよう、準備を進めるものである」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての審査におきまして、委員中から、「今回の条例改正に関し、非正規職員は期末・勤勉手当の支給対象になっているのか」との質疑があり、当局から、「嘱託職員及び臨時職員については、関係法にのっとり、現行では期末・勤勉手当を支給していない」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「正規職員と非正規職員が同じ職場に配置される場合は、期末・勤勉手当が支給される者と支給されない者が混在することになるが、この状態で適正な勤務条件を確保しているといえるのか」との質疑があり、当局から、「現行法上では当該手当を支給できないものの、このたびの法改正で会計年度任用職員制度が創設されることにより、労働者制の高い職員であれば、期末手当については支給が可能となることから、平成32年度の制度導入に合わせて、支給することも検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。